

三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、『第三項まで』を「以下第三項まで」に、「第四十二条の六第一項第三号」を「第四十二条の六第一項第四号」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中「第四十二条の六第一項第一号又は第二号」を「第四十二条の六第一項第一号から第三号まで」に、「第六十八条の十五第七項」を「第六十八条の十五第三項」に改め、「(第四十二条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十二第一項中「次の」を「次の」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中

「第六十八条の十五第七項」を「第六十八条の十五第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同条第四項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十四第二項中「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中「次条第七項」を「次条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「次条第十一項及び第十二項」を「次条第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十五を次のように改める。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下第三項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等（以下この条において「情報基盤強化設備等」という。）を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が情報基盤強化基準（供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であることをいう。以下この項及び次項において同じ。）を満たすときは、当該情報基盤強化基準を満たす連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の当該情報基盤強化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額に政令で定める

割合を乗じて計算した金額をいう。次項において同じ。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、その供用年度において連結親法人又はその連結子法人が情報基盤強化基準を満たすとき（当該情報基盤強化設備等につき前項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、当該供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人（情報基盤強化基準を満たすものに限る。）の税

額控除限度額（その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の基準取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各連結子法人（情報基盤強化基準を満たすものに限る。）の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条の規定の適用を

受けるものに係る場合を除く。）において、その供用年度において連結親法人又はその連結子法人がリース情報基盤強化基準（供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の賃借に要する政令で定める費用の総額を合計した金額が政令で定める金額以上であることをいう。以下この項において同じ。）を満たすときは、当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人（リース情報基盤強化基準を満たすものに限る。）のリース税額控除限度額（その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各連結子法人（リース情報基盤強化基準を満たすものに限る。）のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人

又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該

金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又

はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第三項に規定する情報基盤強化設備等（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十一第三項に規定する情報基盤強化設備等を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する情報基盤強化設備等を含む。）につぎ第三項の規定（連結事業年度は、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該情報基盤強化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該情報基盤強化設備等を当該連結親法人

又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八條の九第十項、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項、第六十八條の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八條の百第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該情報基盤強化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るもの

を除く。)を加算した金額とする。

8 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

9 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及

び第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した

場合等の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

13 第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項又は第七項」と、同法第八十一条

の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八
条の十五第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に規定する
加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第
一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で
定める。

14 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する情報基盤強化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控
除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十五の二第一項中「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項
から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第六十八條の九第七項」を「第六十八條の
九第六項」に改める。

第六十八條の十六第一項中「次の」を「次の」に、「第三号」を「第二号」に、「第六十八條の九第
七項」を「第六十八條の九第六項」に改め、「以下この項において「基準取得価額」という。」及び
「以下この項において同じ。」を削り、同項後段を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む連

結法人については、政令で定める連結法人に限る。」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を削る。

第六十八条の十九第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	期 間	資 産	割 合
一 大規模地震対策特別措置法第二条 第四号に規定する地震防災対策強化 地域その他の地震防災のための対策 を緊急に推進する必要があると認め られる区域として政令で定める区域 内において、第四十四条第一項の表 の第一号の第一欄に規定する機械及 び装置その他の減価償却資産を事業 の用に供する連結法人で、地震防災 のための対策を早急に講ずる必要が あるものとして政令で定めるもの	平成十四年四月一日か ら平成十九年三月三十 一日まで	当該機械及び装置その 他の減価償却資産	百分の八
二 第四十四条第一項の表の第二号の	平成十八年四月一日か	当該特定建築物の部分	百分の十

第一欄に規定する特定建築物を有する連結法人で、当該特定建築物の建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」という。）につき同条第三項に規定する所管行政庁の同法第七条第二項の規定による指示を受けていないものの	ら平成二十年三月三十一日まで	について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴って取得し、又は建設する当該特定建築物の部分	
--	-----------------------	---	--

第六十八条の二十第一項中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改める。

第六十八条の二十の二を削る。

第六十八条の二十一第一項中「第四十四条の四第一項各号」を「第四十四条の三第一項各号」に、「第四十四条の四第一項第一号」を「第四十四条の三第一項第一号」に改める。

第六十八条の二十三第一項中「次の」を、「次の」に、「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）」を削り、同表の第二号中「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「次の」を、「次の」に改め、「（同表の第四号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）」及び「及び同表の第四号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるもの」を削り、同項の表の第四号を削る。

第六十八条の二十五第一項中「第四十四条の八第一項」を、「第四十四条の六第一項」に改める。

第六十八条の二十六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十四条の九第一項各号」を「第四十四条の七第一項各号」に改め、「（第四十四条の九第一項第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削る。

第六十八条の三十一第二項中「次の」を、「次の」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三

月三十一日」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

五 航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）を営む連結法人	当該事業用の航空機のうち政令で定める規模のもので、身体障害者その他これに準ずる者の利用に資するものとして政令で定めるもの	百分の二十
--	---	--------------

第六十八条の三十一第三項第三号を次のように改める。

三 雇用障害者数 当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。